


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特別職職員の給与等に関する条例 東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 3月期末手当を廃止し、その支給月数を6月期と12月期の期末手当に割り振るとともに、東京都人事委員会勧告に準じて、公民較差を是正するための給与改定を実施するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 期末手当の支給月数を年0.1か月(0.05か月)引き下げる。これにより、勤勉手当も含めた支給月数を、年4.55か月から年4.45か月(年2.40か月から年2.35か月)とする。 今年度は、令和4年3月期の支給月数である0.15か月(0.08か月)から0.1か月(0.05か月)を引き下げるとともに、引き下げ後の0.05か月(0.03か月)は、3月期末手当の廃止に伴い、令和3年12月期の支給月数に加算して支給する。 令和4年度以降については、令和3年12月期に割り振った0.05か月は、6月期と12月期の支給月数に割り振る。 ※ ( ) は再任用職員の月数</p> <p>(3) 施行日 令和3年12月1日から施行。ただし、令和4年度以降の改正箇所については令和4年6月1日とする。</p> <p>(4) 影響及び効果 東京都人事委員会の勧告に準じた改定であるため、適正な給与支給をすることが可能となる。</p>						
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年 8月10日 国の人事院勧告 10月15日 東京都人事委員会の勧告 21日 職員組合から3月期末手当の廃止に係る同意書を受理 11月11日 職員組合から令和3年度給与改定の同意書を受理 文書課審査済み。</p>						
3. 留意事項(問題点等)						
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和3年第4回市議会定例会に提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。